

様式第3号(第8条関係)

草津市保育士等就職定着応援支援金変更承認申請書

年 月 日

(あて先)  
草津市長

(申請者) 住 所  
氏 名  
(※) 本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。  
電話番号

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった 年度草津市保育士等就職定着応援支援金について、草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

変更する理由

[以下、法人記入欄]

勤務施設名	
変更の事由が発生した年月日	年 月 日
変更内容	・疾病 ・負傷 ・妊娠、出産 ・その他( )
復帰予定年月日	年 月 日
上記の者について在職していることを証明します。 年 月 日	所在地 法人名(施設名) 代表者名

様式第4号(第9条第1項関係)

草津市保育士等就職定着応援支援金実績報告書兼請求書

年 月 日

(あて先)  
草津市長

(申請者) 住 所  
氏 名  
(※) 本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。  
電話番号

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった 年度草津市保育士等就職定着応援支援金について、草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱第9条の規定によりその実績を報告するとともに、請求します。

記

- 交付決定額 金100,000円
- 対象期間(□に○)
  - 雇用開始基準日から1年度目
  - 雇用開始基準日から2年度目
  - 雇用開始基準日から3年度目
- 請求額 金100,000円

[添付書類]

- 勤務先および就職年月日等が記載された在職証明書
- その他市長が必要と認める書類

振込口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関	口座名義人(カタカナ)			
	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合 労働金庫	口座種別 普通 ・ 当座	
ゆうちょ銀行	支店名	本店 支 所 支店 出張所 代理店	口座番号	
	口座名義人(カタカナ)	店番号	口座番号(右詰め)	※末尾の「1」を除いた7桁の口座番号を記入ください。

様式第5号(第10条関係)

草津市保育士等就職定着応援支援金額確定通知書兼振込通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで実績報告のありました支援金の額については、次のとおり確定しましたので、草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付決定額 円  
交付確定額 円  
振込予定日 年 月 日

(令和5年9月21日揭示済み)

草津市告示第229号

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月21日

草津市長 橋 川 涉

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における保育人材の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備を行うことを目的として、保育所等に勤務する保育士等に対し奨学金の返還に係る費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年規則第11号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等

保育士等は、次のアからエまでのいずれにも該当する保育士または保育教諭(保育士資格及び幼稚園教諭免許状を有する者をいう。)とする。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学または同法第125条に規定する専修学校の専門課程

(以下「大学等」という。)を卒業し、当該大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者  
 イ 保育所等において常勤職員(この要綱において週30時間以上勤務する者をいう。)として勤務している者

ウ 過去に保育所等での勤務実績がなく、新たに保育所等に勤務した者  
 エ 奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとする年度において1年間継続して保育所等に勤務する者

(2) 保育所等

保育所等は、次のアからケまでのいずれかに該当する県内の施設または事業所とする。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

オ 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所

カ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

キ 学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)であって、「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日付27文科発第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)による一時預かり事業(幼稚園型I・II)を実施するもの

ク 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第9条の規定に基づく私立高等学校等経常費助成費補助金(預かり保育推進事業)の交付を受けて預かり保育を実施する幼稚園

ケ 法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものであって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項に規定する助成および援助を受けているもの

(3) 奨学金

奨学金は、次のアからエまでのいずれかの法人が貸与する奨学金であって、保育士等本人の名義で貸与を受けたものとする。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構
- イ 一般財団法人あしなが育英会
- ウ 公益財団法人交通遺児育英会
- エ その他市長が認める法人(国または地方公共団体を除く。)

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、市内の保育所等に勤務する保育士等を対象者(以下、「対象保育士」という。)とし、第6条の交付申請を行う年度に返還した奨学金の合計額を対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の基準額の欄に定める額と対象経費の欄に定める額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に別表の補助率の欄に定める率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の対象期間)

第5条 この補助金の交付の対象期間は、対象保育士が新たに保育所等に勤務した年度の4月1日(年度の途中で勤務した者については勤務開始年度の翌年度の4月1日とする。)から最長6年間とする。

(交付の申請)

第6条 対象保育士は、奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとするときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添え、交付を受けようとする年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 草津市保育士等奨学金返還支援事業実施計画書(別記様式第2号)および関係書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 対象保育士は、前条の交付決定後の事情の変化により、第6条の交付申請の内容を変更しようとする場合には、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金変更交付申請書(別記様式第4号)に関係書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更に係る場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を決定したときは、草津市保育士等奨学金

返還支援事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 対象保育士は交付対象年度の奨学金を返還したときは、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金実績報告書兼請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

(1) 保育士等奨学金返還支援事業実施状況報告書（別記様式第7号）および関係書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は前条に定めた書類の提出を受けたときは、補助金の額を確定し、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金確定通知書（別記様式第8号）を補助対象者に通知するものとする。

（指示または検査）

第11条 市長は、この補助金に関し、補助金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、規則に定めるもののほか、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合

(2) 補助金交付決定等の内容およびこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 交付決定を受けた年度の途中に保育所等を退職した場合

(4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合（その他）

第13条 規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日に新たに採用された者の補助金から適用する。

（経過措置）

2 令和5年度の補助金における第6条の適用については、同条中「交付を受けようとする年度の5月31日までに」とあるのは、「施行の日から起算して2月以内に」と読み替えるものとする。

別表（第4条第1号関係）

対象期間	基準額	対象経費	補助率
1年目から3年目	年額 240,000円	保育士等が交付申請を行う年度に返還する奨学金の合計額	10/10
4年目から6年目	年額 240,000円	保育士等が交付申請を行う年度に返還する奨学金の合計額	1/2

別記  
様式第1号（第6条関係）

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）  
草津市長

（申請者） 住 所

氏 名

（※）本人が自署しない場合のみ、押印が必要です

電話番号

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金について、下記のとおり交付を受けたいので、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 草津市保育士等奨学金返還支援事業実施計画書（別紙1）および関係書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条第1号関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業実施計画書

年 月 日

(あて先) 草津市長

(対象者)住所 氏名

奨学金の返還に要する費用について補助を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

1 実施要件の適合状況

Form with fields for applicant name, address, birth date, employment status, and scholarship details.

2 その他確認事項等

(1) 初めて実施計画書を提出する方(1年目の方)

Confirmation form for first-time applicants with multiple-choice questions.

(添付書類)

- List of required documents: ① ③の施設等に勤務していることが確認できる書類... ④の団体が発行する奨学金の貸与額および返還残額を証明する書類の写し

(2) 過去に実施計画書を提出したことがある方(2・3年目の方)

Confirmation form for previous applicants with multiple-choice questions.

(添付書類)

- List of required documents: ④の団体が発行する奨学金の貸与額および返還残額を証明する書類の写し

様式第3号(第7号関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付することにより決定したので、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件

様式第4号(第8条第1項関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 草津市長

(申請者)住所

氏名 (※)本人が自署しない場合のみ、押印が必要で電話番号

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり内容を変更して補助金の交付を受けたいので、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

既交付決定額 金 円

差引増(減)額 金 円

2 変更の理由

添付書類

- 1 交付申請書に添付した書類のうち変更が生じるもの
2 その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第8条第2項関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付決定した内容を変更することに決定したので、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

様式第6号(第9条関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

(あて先) 草津市長

住 所 氏 名

(※) 本人が自署しない場合のみ、押印が必要です 電話番号

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった 年度草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金について、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第9条の規定によりその実績を報告するとともに、請求します。

記

1 補助金実績報告額 金 円
2 請求額 金 円

添付書類

- 1 草津市保育士等奨学金返還支援事業実施状況報告書(別記様式第7号)および関係書類
2 その他市長が必要と認める書類

振込先口座

Table with columns for bank name, account type, branch name, and account number. Includes fields for 'ゆうちょ銀行以外の金融機関' and 'ゆうちょ銀行'.

様式第7号(第9条第2号関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 草津市長

(対象者) 住 所 氏 名

年度における奨学金の返還状況について、関係書類を添えて提出します。

実施要件の適合状況

Form with multiple sections: ①対象者の氏名等, ②対象者の住所等, ③現在勤務する施設等の名称, ④事業実施年度における勤務期間, ⑤勤務職種, ⑥勤務形態, ⑦卒業大学等の名称, ⑧奨学金の借入先, ⑨奨学金の名称(種類), ⑩奨学金の借入総額, ⑪奨学金の返還期間, ⑫事業実施年度における奨学金の返還実績.

ア 1の③の施設等に1年間勤務したことが確認できる書類(事業実施年度における勤務期間が記載された在籍証明書の写し等)

イ 事業実施年度に奨学金を返還した事実を確認できる書類

様式第8号(第10条関係)

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金確定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで実績報告のありました補助金の額については、次のとおり確定しましたので、草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円
2 交付確定額 金 円

(令和5年9月21日揭示済み)

草津市告示第230号

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月21日

草津市長 橋川 渉

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱（平成29年草津市告示第185号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第3条〈現行どおり〉 （補助金の額等） 第4条 〈現行どおり〉 2 〈現行どおり〉 備考 1 〈現行どおり〉 2 処遇改善等加算Iおよび賃金改善要件に係る加算率とは、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（ <u>令和5年6月7日こ成保第39号</u> <u>子ども家庭庁成育局長、5文科初第591号文部科学省初等中等教育局長通知</u> 。以下「国通知」という。）に規定するものをいう。  3 〈現行どおり〉 4 〈現行どおり〉 3 〈現行どおり〉 4 〈現行どおり〉 5 〈現行どおり〉 6 〈現行どおり〉 7 〈現行どおり〉 第5条～第8条〈現行どおり〉 別記様式第1号（第5条第1号関係） （別添1-1のとおり） 様式第1号-2（第5条第1号関係） （別添2-1のとおり） 様式第1号-3（第5条第1号関係） （別添3-1のとおり） 様式第1号-4（第5条第1号関係） （別添4-1のとおり） 様式第2号（第5条第2号関係） （別添5-1のとおり） 様式第3号（第5条第3号関係） 〈現行どおり〉 様式第4号（第7条関係） （別添6-1のとおり）	第1条～第3条〈省略〉 （補助金の額等） 第4条 〈省略〉 2 〈省略〉 備考 1 〈省略〉 2 処遇改善等加算Iおよび賃金改善要件に係る加算率とは、施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び処遇改善等加算IIについて（ <u>令和2年7月30日府子本第761号内閣府子ども・子育て本部統括官、2文科初第643号文部科学省初等中等教育局長、子発0730第2号厚生労働省子ども家庭局長通知</u> 。以下「国通知」という。）に規定するものをいう。 3 〈省略〉 4 〈省略〉 3 〈省略〉 4 〈省略〉 5 〈省略〉 6 〈省略〉 7 〈省略〉 第5条～第8条〈省略〉 別記様式第1号（第5条第1号関係） （別添1-2のとおり） 様式第1号-2（第5条第1号関係） （別添2-2のとおり） 様式第1号-3（第5条第1号関係） （別添3-2のとおり） 様式第1号-4（第5条第1号関係） （別添4-2のとおり） 様式第2号（第5条第2号関係） （別添5-2のとおり） 様式第3号（第5条第3号関係） 〈省略〉 様式第4号（第7条関係） （別添6-2のとおり）

改正後	改正前
様式第5号(第7条関係) 〈現行どおり〉	様式第5号(第7条関係) 〈省略〉

## 付 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

別添1-1

別記  
様式第1号(第5条第1号関係)

【保育所】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名		開設月数	
利用定員			
加算率(%)	2.5		

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
<b>利用子ども数合計</b>			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等加算単価	単価	利用子ども数
3歳児配置改善加算			
休日保育加算			
夜間保育加算			
チーム保育推進加算			
主任保育士専任加算			
療育支援加算			
事務職員雇上費加算			
栄養管理加算			

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
<b>土曜日に閉所する場合</b>	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					

所要額  円 (千円未満切り捨て)

別添1-2

別記  
様式第1号(第5条第1号関係)

【保育所】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		開設月数	
加算率(%)	2.5		

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする(10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)。

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等加算単価		平均利用子ども数
3歳児配置改善加算		=	÷
休日保育加算			
夜間保育加算		=	÷
チーム保育推進加算			
主任保育士専任加算		=	÷
療育支援加算			
事務職員雇上費加算		=	÷
栄養管理加算			

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
<b>常態的に土曜日閉所する場合</b>	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							
所要額							

円  
円(千円未満切り捨て)

別添2-1

別記  
様式第1号-2 (第5条第1号関係)

【保育所(分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調査書

施設名			
利用定員		本園利用定員	
		分園利用定員	
加算率(%)	2.5	開設月数	

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)  
※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
<b>利用子ども数合計</b>			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
<b>利用子ども数合計</b>			
<b>本園+分園 利用子ども数合計</b>			

(2) 処遇改善等加算単価  
※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)  
※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用  
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等加算単価	単価	利用子ども数
3歳児配属改善加算			
休日保育加算			
夜間保育加算			
ゲーム保育推進加算			
主任保育士専任加算			
療育支援加算			
事務職員雇上費加算			
栄養管理加算			

(4) 調整部分  
※申請年度の10月時点の単価を適用  
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合(本園)	
施設長を配置していない場合(分園)	
<b>土曜日と閉所する場合</b>	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③本園+分園  
所要額 円(千円未満切り捨て)

別添2-2

様式第1号-2 (第5条第1号関係)

【保育所(分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員	本園利用定員		
	分園利用定員		
加算率(%)	2.5	開設月数	

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする(10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			
本園+分園 平均利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等加算単価	単価	平均利用子ども数
3歳児配置改善加算			
休日保育加算			
夜間保育加算			
チーム保育推進加算			
主任保育士専任加算			
療育支援加算			
事務職員雇上費加算			
栄養管理加算			

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合(本園)	
施設長を配置していない場合(分園)	
<b>常勤的に士種目開所する場合</b>	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C資金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C資金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③本園+分園

所要額 円(千円未満切り捨て)

別添3-1

別記 様式第1号-3 (第5条第1号関係)

【認定こども園】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

Table with columns: 施設名, 利用定員 (1号, 2・3号), 開設月数, 加算率 (%) (2.5)

(1) 利用子ども数 (広域利用子ども数を含む)

※申請年度の申請年度である10月初日時点の児童数を基準とする。

Table ① 1号: 認定区分, 年齢区分, 利用子ども数合計

Table ② 2・3号: 認定区分, 年齢区分, 保育必要量区分, 標準時間認定, 短時間認定, 利用子ども数合計

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

Table ① 1号: 認定区分, 年齢区分, 処遇改善等加算単価

Table ② 2・3号: 認定区分, 年齢区分, 保育必要量区分, 処遇改善等加算単価 (標準時間, 短時間)

(3) 処遇改善等加算単価 (各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

Table ① 1号: 処遇改善等加算単価, 加算項目 (6歳児・教育影響加算, 子供保護者負担軽減加算, etc.), 単価, 加算人数, 利用子ども数

Table ② 2・3号: 処遇改善等加算単価, 加算項目 (3歳児短時間加算, 休日保育加算, etc.), 単価, 利用子ども数, 加算人数

(4) 課税部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

Table ① 1号: 課税部分 (課税標準額, 課税標準額を一定割合で算出した額, etc.), 単価, 人数

Table ② 2・3号: 課税部分 (課税標準額, 課税標準額を一定割合で算出した額, etc.), 単価, 人数

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

Table ① 1号: 認定区分, 年齢区分, A利用子ども数, B処遇改善等加算単価合計額, C児童位置算平均 (円) × A, D開設月数, A×B×C×D

Table ② 2・3号: 認定区分, 年齢区分, 保育必要量区分, A利用子ども数, B処遇改善等加算単価合計額, C児童位置算平均 (円) × A, D開設月数, A×B×C×D

③ 1号12・3号 所要額 (千円未満切り捨て)

別添3-2

様式第1号-3 (第5条第1号関係)

【認定とも欄】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名	
利用定員	1号
	2・3号
加算率 (%)	2.5
	開設月数

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の申請年度である10月初日時点の児童数を基準とする(10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)

① 1号

認定区分	年齢区分	10月
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	
1号	満3歳児	
※加算率子ども数合計		

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1・2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
※加算率子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

① 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

② 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
2号	4歳以上児	通常標準時間認定	
		保育短時間認定	
2号	3歳児	通常標準時間認定	
		保育短時間認定	
3号	1・2歳児	通常標準時間認定	
		保育短時間認定	
3号	乳児	通常標準時間認定	
		保育短時間認定	

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

処遇改善等加算単価	加算人数
副園長・教頭加算	
中級指導員加算	
3級指導員加算	
高3級指導員加算	
講師加算	
チーム保育加算	
遊戯師加算	
音楽実践加算	
保育支援加算	
事務職員加算	
指導実践加算	
事務職員加算	

② 2・3号

処遇改善等加算単価	加算人数
3級指導員加算	
中級指導員加算	
高3級指導員加算	
講師加算	
チーム保育加算	
遊戯師加算	
音楽実践加算	
保育支援加算	
事務職員加算	

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

調整部分	単価	人数
標準時間認定を超過する場合は標準時間認定を適用し、短時間認定を適用しない場合		
短時間認定を超過する場合は短時間認定を適用し、標準時間認定を適用しない場合		
児童を恒常的に超過する場合は児童を恒常的に超過する場合は		

② 2・3号

調整部分	単価	人数
1号認定の利用定員を超過し、短時間認定		
保育士等利用定員不足調整		
標準時間認定を超過する場合は標準時間認定を適用し、短時間認定を適用しない場合		
短時間認定を超過する場合は短時間認定を適用し、標準時間認定を適用しない場合		
児童を恒常的に超過する場合は児童を恒常的に超過する場合は		

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

① 1号

認定区分	年齢区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算率総合率	C単価改善率等にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D	
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算率総合率	C単価改善率等にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D	
2号	4歳以上児	標準時間認定						
		短時間認定						
2号	3歳児	標準時間認定						
		短時間認定						
3号	1・2歳児	標準時間認定						
		短時間認定						
3号	乳児	標準時間認定						
		短時間認定						
合計								円

③ 1号+2・3号

所要額	円(千円未満切り捨て)
-----	-------------